（会則の認可）

第四十三条　［略］

２　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

（連合会への情報提供）

第四十五条の二　法務大臣は、連合会の求めに応じ、司法書士会の会員の品位を保持するため司法書士会及びその会員の指導に必要な限度において、第四十二条第二項の規定による調査の委嘱に関する情報を提供することができる。

第九章　公共嘱託登記司法書士協会

（協会の領収証）

第四十八条　［略］

２　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

（協会の事件簿）

第四十九条　［略］

２　第三十条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。この場合において、同条第二項中「七年間」とあるのは、「五年間」と読み替えるものとする。

（届出、報告及び検査）

第五十条　［略］

［一・二　略］

三　解散したとき（法第七十条において読み替えて準用する法第四十八条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［略］

［号を削る。］

一・二　［略］

［３～５　略］

（準用）

第五十一条　第二十六条及び第二十七条の規定は協会の業務について、第四十二条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、同条中「法務大臣（法第七十一条の二の規定により法第四十九条第一項及び第二項に規定する懲戒の手続に関する権限の委任を受けた法務局又は地方法務局の長を含む。次項及び第三項において同じ。）」とあり、及び「法務大臣」とあるのは「法務局又は地方法務局の長」と、同条第一項中「法第四十七条又は第四十八条第一項の規定による処分」とあるのは「法第七十条において読み替えて準用する法第四十八条第一項の規定による処分」と読み替えるものとする。

（会則の認可）

第四十三条　［同上］

２　［同上］

［一・二　同上］

三　代表者の資格を証する書面

［条を加える。］

第九章　［同上］

（協会の領収証）

第四十八条　［同上］

［項を加える。］

（協会の事件簿）

第四十九条　［同上］

２　第三十条第二項の規定は、前項の事件簿について準用する。

（届出、報告及び検査）

第五十条　［同上］

［一・二　同上］

三　解散したとき（法第七十条において準用する法第四十八条第一項第三号の規定による処分があつたときを除く。）。

２　［同上］

一　前項第一号の場合　登記事項証明書

二・三　［同上］

［３～５　同上］

（準用）

第五十一条　第二十六条及び第二十七条の規定は協会の業務について、第三十九条及び第四十二条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第一項中「法第四十九条第一項」とあるのは「法第七十条において準用する法第四十九条第一項」と、同条第五項中「法第四十八条第一項又は第二項」とあるのは「法第七十条において準用する法第四十八条第一項又は第二項」と、第四十二条第一項中「法第四十七条又は第四十八条の規定による処分」とあるのは「法第七十条において準用する法第四十八条の規定による処分」と読み替えるものとする。